中小機構の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し当初案(概要)

中小機構の現状に関する基本認識

中小機構の役割

- ●政策課題や中小企業・小規模事業者の支援ニーズに即応する中小企業政策の中核的実施機関
- ●中小企業・小規模事業者の多様な経営課題に対し、 中小企業支援の専門的な知見と経験、外部専門家 の活用、各種の支援機能を組み合わせて複合的に 支援
- ●地域支援機関等との連携・協働し、地域支援機関 、等の支援機能の向上・強化を支援

これまでの取組

- ●創業・新事業展開の促進
- ・ハンズオン、新連携、ビジネスマッチング(中小企業総合展など)、 ファンド組成促進、インキュベーションによる事業化支援 等
- ●経営基盤の強化
- ・海外展開支援、経営課題に対する情報提供・相談・助言・専門家派遣、研修、地域資源活用、農商工連携、商業活性化等
- ●経営環境変化への対応 ・再生支援協議会支援、再生ファンド、中小企業倒産防止共済、震災復興支援等
- ●期限の定められた業務 ・産業用地分譲

中小機構を取り巻く最近の状況

●「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定) 「"ちいさな企業"成長本部行動計画」

<重点分野>

- ①地域のリソース活用・結集・ブランド化
- ②中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進
- ③戦略市場への参入支援 ④国際展開支援
- ●「中小企業経営力強化支援法」
- ●「小規模企業活性化法」

組織・業務全般の見直しの方向性

基本的な考え方 · 小規模事業者に焦点を当てた政策の展開に対応

・「日本再興戦略」の4つの重点分野など政策課題の要請に的確に対応

国の政策課題や中小企業・小規模事業者のニーズを反映し強化する業務

(1)東日本大震災の復興支援

- ●東日本大震災で<u>被災した中小企業者・小規模事</u> 業者等の復興支援に引き続き取り組む
- ・被災中小企業・小規模事業者、自治体、地域支援機関等への相談・助言、専門家派遣等を通じ、再建計画の策定等を支援
- ・原子力災害で深刻な被害を受けた福島の復興・再生について、 被災地域のニーズを踏まえた仮設施設の整備等を通じ、被災 中小企業・小規模事業者の事業再開に向けた取組を支援

(2) 販路開拓支援

- ●買い手大企業、海外企業のニーズを収集・蓄積
- ●Webマッチングサイトを新たに構築し、中小企業の優れた技術、商品等の情報を国内外の大企業、 海外企業等へ提供
- ●展示会・商談会等とWebサイトとの連動によるマッチング成果向上、販路等の開拓を促進

(3) 中小企業・小規模事業者の新陳代謝

- ●成長分野の<u>創業等へのハンズオン支援、起業支援</u> ファンドの組成促進、地域支援機関等への研修や 情報提供等を通じた女性・若者等の創業の促進
- ●「事業引継ぎ支援センター」等を支援する「<u>事業引継ぎ支援全国本部」の機能を強化し、</u>地域金融機関 、等との連携による事業引継マッチング等を促進

(4)ものづくり連携支援

- ●複数の<u>ものづくり企業が協力・連携</u>し、生産性向上 や経営資源の相互補完を実現し、製品やサービス の幅を広げ、取引先の獲得や新分野へ進出してい る先進的な取組が存在
- ●こうした<u>「ものづくり連携グループ」の組成促進、課</u> 、<u>題解決、販路開拓や成長分野参入等の</u>取組を支援。

(5)海外展開支援

- ●成長著しい新興国市場の獲得、国内の雇用確保 や我が国経済の成長のため、中小企業・小規模 事業者の競争力のある技術や製品等を活かした 海外展開をジェトロとも連携して、積極的に支援
- ・海外展開に潜在力のある中小企業・小規模事業者の発掘、情報提供、相談・助言、大学校研修、実現可能性調査、海外企業との商談会の開催等を行い、海外展開を促進

(6) 効率的・効果的な支援のための取組

- ●ITを活用した支援インフラの整備
- ・新たに企業データベースを構築し、機構内での情報共有を推進
- ・Webマッチングシステムを構築し、支援成果の向上等を図る
- ●Web等を活用した中小企業・小規模事業者への情報発信力の強化
- ・中小企業者・小規模事業者や創業を行おうとする者に支援施策 、情報が届くよう、Web等を活用した情報発信力を強化

業務運営の一層の効率化

- ●現場重視の組織運営
- ・現場主義の徹底、現場ニーズの新たな施策への反映等
- ●職員の専門性の向上と外部専門家の発掘・育成による組織力の向上
- ・職員の専門性向上、環境・エネルギー、航空宇宙等の成長分野の専門家の発掘育成

- ●適切な評価を踏まえた業務改善と新たな二一ズへの対応
- ・適切な事業評価とKPI等を活用した事業の進捗管理
- ・評価の徹底による業務見直しを行い、新たなニーズに対応した業務等に資源を集中
- ●その他業務運営の効率化を図るための取組
- ・内部統制の充実、運営費交付金を充当して行う業務の効率化、保有資産の見直し

独立行政法人中小企業基盤整備機構の中期目標期間終了時における 組織・業務全般の見直しに関する当初案

|Ⅰ. 中小企業基盤整備機構の現状に関する基本認識

1. 中小企業基盤整備機構の設立目的

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)は、我が国で唯一の中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関として、平成16年7月に設立された。

中小機構の設立にあたっては、旧中小企業総合事業団、旧地域振興整備公団及び旧産業基盤整備基金が行っていた業務を再編統合し、中小企業基本法の基本施策に対応した①創業、新事業展開の促進、②経営基盤の強化、③経営環境の変化への対応という3つの事業の枠組みに加え、予め終期を明確にした④産業用地の分譲等の期限付き業務の4つの事業に整理し、これまで業務を実施してきた。

2. 中小機構の役割

中小機構は、中小企業基本法に基づく政策体系に応じて、中小企業・小規模事業者の 多様な経営課題に対し、中小企業支援の専門的な知見と経験、外部専門家の積極的な活 用、自らが有する各種の支援機能を組み合わせた複合的な支援ができるという強みを発 揮していくとともに、今後とも、国の政策課題と中小企業・小規模事業者の支援ニーズ に即応する支援を展開していくことで、中小企業政策の中核的実施機関としての役割を 果たしていくことが求められる。

また、中小機構の限られた職員・予算等の経営資源の中で、より多くの中小企業・小規模事業者に対する実効性ある支援を実現させていくためには、地域の中小企業支援機関、地域金融機関、中小企業経営力強化支援法(平成24年8月制定)に基づく認定経営革新等支援機関(以下、「地域支援機関等」という。)との連携・協働が不可欠であり、中小機構がこれまでに培った支援ノウハウの共有・移転を図るとともに、国の政策課題に対応する情報提供、相談・助言、中小企業大学校の研修等を通じ、地域支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割を果たしていくことが求められる。

3. 中小機構のこれまでの取組

(1) 創業・新事業展開の促進

中小企業・小規模事業者の多様な経営課題を解決するためのハンズオン支援(専門家等の継続派遣)、異分野中小企業の企業間連携による新事業活動への支援(新連携支援)、中小企業総合展などのビジネスマッチング支援、企業の成長ステージに応じたリスクマネー供給の円滑化のためのファンドの組成促進、インキュベーションにおける事業化支援等を行っている。

(2)経営基盤の強化

中小企業・小規模事業者が直面する環境・省エネ、事業承継等の経営課題に対し、情報提供、相談・助言、専門家や企業OB等の派遣等によりその円滑な対応を支援している。特に、中小企業・小規模事業者の海外展開については、中小企業海外展開支援会議の開催(平成24年3月)、中小企業海外展開支援大綱の策定(平成23年6月策定、平成24年3月改訂)を踏まえ、海外企業との内外での商談会や海外市場・生産拠点・投資環境等を調査する海外事業可能性調査(F/S)のほか、情報提供、相談・助言等による支援に注力した取組を行っている。

また、国の中小企業施策に対応した全国事務局機能を担うとともに、地域支援機関等の支援能力向上に資する研修等を行っている。特に、昨年度からは、認定経営革新等支援機関に対する経営改善・事業再生研修の実施等により、新たな中小企業支援の担い手となる者の支援機能の向上・強化を支援している。

更に、経営情報等の提供機能(J-net 2 1)の充実、中小企業の経営者・管理者等、経営の基盤となる人材の育成のため、経営課題に対して現実的な課題解決を促進する実践的な研修の実施、地域資源の活用や農林漁業者と中小企業者が連携して新商品・新サービス等を開発する取組への支援(地域資源活用、農商工連携支援)、中心市街地及び中小商業の活性化に向け、中心市街地活性化協議会等に対する情報提供、相談・助言等を行っている。

(3)経営環境変化への対応

中小機構内に中小企業再生支援全国本部を置き、各都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会への相談・助言、地域で不足する再生支援専門家の派遣、各協議会業務の高度化・標準化を図るための研修等を実施し、各協議会の再生支援活動を支援している。特に、昨年度からは中小企業金融円滑化法の期限切れ対応として、中小企業再生支援全国本部の支援機能の強化、事業再生に取り組む中小企業を支援する再生ファンド

の組成促進、セーフティネット機能を強化する中小企業倒産防止共済の加入促進等に注 カした取組を行っている。

また、東日本大震災で被災した中小企業への復旧・復興支援として仮設施設の整備、相談・助言、専門家派遣、被災県と連携した資金支援、産業復興機構への出資、被災中小企業の販路開拓支援等、中小機構の支援ノウハウをフル活用し、多様な支援策を着実に実施している。

(4) 期限の定められた業務

政令によって期限が定められた産業用地分譲業務については、企業ニーズを踏まえた 分割整備、価格設定、用途設定等の分譲促進策を展開し、産業用地の利活用促進に向け た活動を実施し、業務期限終了にむけた取組を行っている。

(5)業務運営の効率化

総人件費の削減、運営費交付金の削減等効率化目標の着実な達成に加え、新たな政策 課題や中小企業・小規模事業者のニーズに即応できる地域本部制をはじめとする現場重 視の組織運営、職員の専門性向上と外部人材の有効活用、KPIの導入や四半期毎の損 益状況把握による事業進捗管理、適切な評価を踏まえた業務の改善等に取り組んできた。 また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議 決定)等政府の方針に沿った保有資産の見直しやそれに伴う国庫納付を実施してきた。 なお、中小企業大学校の在り方については、自治体・民間から示された意見等を踏ま えつつ、今後の取り扱いについて慎重に検討しているところである。

4. 中小機構を取り巻く最近の状況

日本経済を取り巻く環境は、円高やリーマンショックなどの影響により長期化する景気低迷とデフレに加え、少子高齢化や新興国の台頭とそれに伴う比較優位構造の変化など構造的変化への対応が喫緊の課題となっている。

全国420万の中小企業・小規模事業者は、日本経済の根幹であり、地域経済と地域の雇用を支える重要な存在である。特に、全国366万に及ぶ小規模事業者の活力を引き出すことは日本経済の成長に不可欠である。平成25年6月に改正された中小企業基本法では、小規模事業者は、地域経済の安定と我が国経済社会の発展に寄与するという観点から重要な意義を有することから、小規模事業者に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、小規模事業者の意義を踏まえつつその事業活動の活性化を推進することとしたところである。

「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)では、全国420万の中小企業・小規模事業者、地域に広がるヒト、モノ、コミュニティといった経営資源は、日本の製造業の復活を支え、付加価値の高いサービス産業の源泉であり、世界に誇るべき産業基盤であり、こうした産業基盤の革新が、地域経済を再生させ、我が国の国際競争力の強化につながるものとされ、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になること、中小企業・小規模事業者の成長分野(環境・エネルギー、健康・医療、航空宇宙等)への進出、今後5年間で新たに1万社の海外展開の実現を目指し、国、地方公共団体に加え、中小企業・小規模事業者関係団体、地域金融機関などの支援機関が一体となって、地域のリソースの活用・結集・ブランド化、中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進、戦略市場に参入する中小企業・小規模事業者の支援及び国際展開する中小企業・小規模事業者の支援を進めるとされている。

また、「"ちいさな企業"成長本部行動計画」(平成25年6月4日 "ちいさな企業"成長本部決定)においても、中小企業・小規模事業者の成長を目的として、中小企業・小規模事業者、支援機関、国それぞれがとるべき4つの具体的な行動を定めている。

<4つの具体的な行動>

- ・地域に眠るリソースを最大限に活用・結集・ブランド化する
- ・中小企業・小規模事業者の新陳代謝を活発にする
- 下請け構造から脱却し、自ら積極的に成長分野に参入する
- 海外に打って出る

さらに、「中小企業経営力強化支援法」(平成24年法律第44号)の認定経営革新等 支援機関に対する専門家の派遣等の協力業務、「小規模企業活性化法」(平成25年法律 第57号)の認定情報提供機関に対する情報の提供等の協力業務を中小機構の業務に新 たに追加した。

これらを踏まえ、中小機構は、中小企業・小規模事業者への支援政策の着実な実行を 図るため、地域支援機関等と一体となって、より難度が高く、より専門性の高い支援を 迅速かつ着実に実施していくことが求められている。

また、東日本大震災の復興支援については、被災地等の本格的な復興の加速に向けた取組への支援に引き続き注力していく必要がある。

Ⅱ. 組織・業務全般の見直しの方向性

1. 基本的な考え方

中小企業・小規模事業者は、新たな産業の創出、雇用の確保、地域経済の活性化など 日本経済の活力の維持・強化に重要な役割を担っており、日本経済の基盤を形成してい る。

中小機構がこれまでに果たしてきている、創業、ベンチャーから企業の成長・発展、 事業再生までを総合的に支援する役割、及び地域支援機関等の支援機能の向上・強化を 支援する役割については、今後とも一層の強化・充実が必要である。

特に、小規模事業者に焦点を当てた政策展開が求められていることを踏まえ、中小機構と地域支援機関等との連携を強化することで、経営課題に即応した切れ目のない支援を提供していく体制を構築する。

また、中小企業・小規模事業者のニーズを踏まえ、既存の支援施策の枠組みにとらわれない新たな支援策を検討・試行することで、国の新たな施策立案に寄与していくことが求められる。

特に、「日本再興戦略」の4つの重点分野(①地域のリソースの活用・結集・ブランド化、②中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進、③戦略市場に参入する中小企業・小規模事業者の支援、④国際展開する中小企業・小規模事業者の支援)などの政策課題の要請に的確に対応するとともに、その支援成果については、日本再興戦略を踏まえた的確な成果指標を設定し、その達成状況を把握するための重要業績評価指標(KPI)設定の検討を行っていく必要がある。

今後の中小機構の業務については、

- ①創業・新事業展開の促進(ハンズオン支援、ファンドの組成促進等)
- ②経営基盤の強化
 - (情報提供、相談・助言、中小企業大学校の研修、高度化等)
- ③経営環境変化への対応(再生支援、再生ファンド、倒産防止共済等) というこれまでの3つの事業の枠組みに即してこれを継続する一方、
 - ④期限の定められた業務(産業用地)

については、平成25年度で終了する産業用地業務の人員を、後述の強化する業務に投入し、迅速かつ着実な業務運営に努める。

2. 国の政策課題、中小企業・小規模事業者のニーズを反映した業務の強化

中小機構は、①創業、新事業展開の促進、②経営基盤の強化、③経営環境の変化への対応という3つの事業の枠組みの中で、国の政策課題に対応するための以下の業務について強化を図る。

(1) 東日本大震災の復興支援

東日本大震災で被災した中小企業者・小規模事業者等の復興支援に引き続き取り組む。 具体的には、被災中小企業・小規模事業者、自治体、地域支援機関等に対する相談・助 言、専門家の派遣等を通じ、事業再開や被災地域のまちづくりに向けた再建計画の策定等を支援する。また、原子力災害により深刻な被害を受けた福島の復興・再生については、被災地域のニーズを踏まえた仮設施設の整備等を通じ、被災中小企業・小規模事業者の事業再開に向けた取組を支援する。

(2) 販路開拓支援

中小機構はこれまで展示会・商談会等のビジネスマッチングの場の提供と専門家による出展支援等を行い、国内外の販路、業務提携先等の開拓を支援してきた。今後は、買い手となる大企業、海外企業等のニーズの収集・蓄積を強化するとともに、新たに構築するWebマッチングサイトで中小企業の優れた技術、製品等の情報を大企業、海外企業等へ提供する。

展示会・商談会等とWebサイトの連動によるマッチング成果の向上を図るほか、Webマッチングサイトを通じた販路等の開拓を促進し、支援企業の量的な拡大と支援成果の向上を図る。

(3) 中小企業・小規模事業者の新陳代謝(創業、事業引継支援に向けた取組)

- ・中小機構の支援ノウハウを活用した環境・エネルギー、健康・医療、航空宇宙など成長分野での創業等に対するハンズオン支援やベンチャー企業へのリスクマネーの供給を下支えする起業支援ファンドの組成を促進するとともに、中小企業大学校における地域支援機関等への創業支援研修や創業に関する情報提供等を通じた女性・若者等の創業の促進等を支援する。
- ・後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者に対応するため 各都道府県に設置される「事業引継ぎ相談窓口」、「事業引継ぎ支援センター」を支援 する「事業引継ぎ支援全国本部」の機能を強化し、地域金融機関等の連携を通じた事 業引継ぎのマッチング等を促進する。

(4)ものづくり連携支援

中小企業・小規模事業者は、我が国産業の競争力強化や地域の雇用確保に貢献している一方、国内需要の減少、大手企業の海外移転、新興国企業とのコスト競争等により、依然厳しい状況に置かれている。ものづくり企業が、今後とも国内を拠点として、新興国企業とのコスト競争等に対応していくためには、更なる生産性の向上に取り組むとともに、自社で不足する経営資源を補完するための取組が不可欠である。

ものづくり中小企業の先進的な取組として、複数の企業が協力・連携して事業を行い、 提供できる製品やサービスの幅を広げ、新たな取引先の獲得や新分野に進出している例 が見られる。 部品等の生産・加工を行うものづくり企業が他の同種の中小企業等と有機的に連携することにより、経営資源を有効に組み合わせて相乗効果を創出し、1社ではできない事業活動を一つの組織形態として継続的に取り組む「ものづくり連携グループ」の組成促進を図るとともに、組織運営上の課題解決、新たな販路の開拓や環境・エネルギー、健康・医療、航空宇宙など成長分野への参入等に向けた取組への支援を行う。

(5)海外展開支援

取引構造が変化する中で国内中小企業・小規模事業者が自らのビジネスを成長・発展させていくためには、中小企業・小規模事業者自らが、成長著しい新興国市場を獲得していくことが必要である。海外展開の促進が国内の空洞化を助長するとの懸念もみられるが、海外への直接投資を開始した中小企業・小規模事業者の国内雇用については、直接投資を行っていない中小企業・小規模事業者を上回って推移しているなど、海外展開を行う中小企業・小規模事業者は、最終的に国内の雇用拡大にも貢献すると考えられることから、国内の事業基盤を維持しつつ、海外展開を積極的に行い、その成果を国内の雇用等に結びつけるような中小企業・小規模事業者の振興を図ることが、我が国経済の成長を図る観点からも重要である。

これまで海外展開に取り組んでこなかった中小企業・小規模事業者が、そのリスクに対応しつつ、競争力のある技術や製品等をいかした海外展開を行うことに対し、独立行政法人日本貿易振興機構と連携をしつつ積極的に支援する。特に、海外展開に関し知識不足、人材不足といった課題を持ちながらも海外展開に潜在力のある中小企業・小規模事業者の発掘、情報提供、相談・助言、中小企業大学校での研修、実現可能性調査、東アジアを中心とするMOU締結国の海外企業との商談会の開催等を行い、海外展開の促進を図る。

(6) 効率的・効果的な支援を行うための取組

① I T を活用した支援インフラの整備

支援対象の増加、支援件数の増加が見込まれる状況下において、新たに企業データベースを構築し、支援企業や優良中小企業の技術・製品情報の収集、蓄積を図り、機構内部での情報共有を推進する。また、Webを活用したマッチングシステムを構築し、中小企業と大企業等との効率的かつ効果的なマッチングを行う仕組みづくりにより、支援企業の量的な拡大と支援成果の向上を図る。なお、企業データベース、マッチングシステムについては、不断の情報更新や改善、進化の取組みを継続的に行う。

②Web等を活用した中小企業・小規模事業者への情報発信力の強化

支援を必要する中小企業者・小規模事業者や創業を行おうとする者に支援施策情報が届くよう、国の支援ポータルサイトである「未来の企業応援サイト」との連携を図りつつ、Web等を活用した情報発信力を強化する。

Ⅲ.業務運営の一層の効率化

(1) 現場重視の組織運営

業務運営の効率化を図りつつ実効性のある質の高い支援の実現のため、現場主義を徹底し、現場ニーズの吸い上げを行い、制度・業務の改善や新たな施策の反映に努める。

(2) 職員の専門性の向上と外部専門家の発掘・育成による組織力の向上

支援対象の増加、支援件数の増加が見込まれる状況下において、業務運営の効率化を 図りつつ実効性のある支援を行うため、人材育成策に基づく、職員の専門性の向上を中 長期的に取り組む。

環境・エネルギー、健康・医療、航空宇宙等の成長分野など特定分野での高度な専門性と支援意欲をもつ外部専門家の発掘及び育成を行う。

(3) 適切な評価を踏まえた業務改善と新たなニーズへの対応

中小企業・小規模事業者等との直接の接点となる部門が収集する施策利用者等の情報をもとに、機構が提供するサービスの量を定量的に示す事業成果(アウトプット)に加え、サービスの提供により生じた企業の業績等の事業効果(アウトカム)の観点から、事業評価を適切に行う。

課題の早期発見と迅速な対応を図り、業務を効率化するため、第二期中期目標期間から取り組んでいる四半期毎の損益状況の確認、重要業績評価指標(KPI)等の活用により、業務の進捗管理を徹底する取組を継続する。

これらの評価の徹底により、十分成果が得られていない業務や他の支援機関が類似の サービスを提供している業務については、改善又は廃止して、新たなニーズに対応した 業務やより効果の見込まれる新たな手法での業務に資源を集中する。

(4)その他業務運営の効率化を図るための取組

内部統制の更なる充実を図るとともに、運営費交付金を充当して行う業務については、 一般管理費(退職手当を除く)及び業務経費の合計について、新規に追加されるものや 拡充される分を除き、効率化を図るものとする。また、保有する資産についても、不断 の見直しを実施するものとする。

独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務概要

(*)印は、中小機構発足(平成16年7月)から平成24年度末までの累計

創業·新事業展開

日本経済の活力や効用創出への貢献

■新たなビジネスをアイディア段階から事業 化段階まで支援

- ・中小企業者と農林漁業者の連携に対する支援
- ・地域資源を活かした取組みへの支援
- ・異分野中小企業の連携を支援

法律認定件数 2,501件(*)

内、事業化件数:1,987件(*) 販売累計金額:2,641億円(*)

・全国市場を目指す広域的な販路開拓を支援

■ファンド出資 (起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド、地域中小企業応援ファンド)

142ファンドから2,793社に投資(累計) うち株式公開数:130社(累計)

■インキュベーション施設における事業化支援(大学発ベンチャー企業の支援等)

入居企業数:559社(32施設) 事業化達成率:76.0%(平成24年度) インキュベーションマネージャーによる支援

成長·発展

経営の革新で企業の更なる体力強化に貢献

■中小企業の経営課題に対し専門家が助言

18.7万件(*)

(環境・省エネ、事業承継、販路開拓、海外支援等) 現場での1~2年程度の長期支援先:3,037社(*) 支援企業の売上高伸び率(目標):平均25%以上

■ビジネスマッチング機会の提供(販路開拓、 業務提携等)

出展者:8,860社(*) うち具体的商談に至った割合:50%以上

- ■中小企業の経営実態に即した戦略策定等の研修(中小企業大学校における研修) 中小企業の経営者等 受講者数:22.3万人(*) 中小企業を支援する者 受講者数:3,2万人(*)
- ■経済の活性化に向けた地域の努力に貢献中心市街地:500地域(*)、商店街:2,230地域(*)、工場団地等の共同化支援:2万件(貸付先累計)

セーフティネット

中小企業者の生活や雇用を維持

- ■小規模企業共済(経営者の退職金制度) 在籍者:121.7万人(加入率:37.0%) 月額掛金上限:7万円、掛金全額所得控除
- ■中小企業倒産防止共済(取引先の倒産等からの連鎖倒産を防止)

在籍者:33.4万社(加入率:24.4%) 800万円を上限に積立、掛金全額損金算入 8,000万円を上限に貸付(無利子・無担保・無 保証人)

- ■全国の再生支援協議会の活動を支援 専門家が各地の協議会に対し助言:24.7千件(*)
- ■中小企業再生ファンド 33ファンドから210社に投資(累計)
- ■災害対策(災害時における中小企業の復興支援)

店舗・工場等仮設施設の設置:50市町村(575案件)(*)

震災復興支援アドバイザーの派遣:5,557回

全国的視点に立って中小企業を支援

地域から全国(海外)展開の取組みを支援

- ■機構の全国ネットワークを活かした総合支援により中小企業の全国・海外展開を支援 例1) 国際法務、契約に精通するアドバーザーによる支援チームにより、海外メーカー等 との取引を実現
- 例2) 大企業等と連携した販路開拓支援により、地域資源を活用した全国展開を実現
- ■大都市に偏在する高度な専門家を各地に派遣
- (中小企業診断士、技術士、弁理士、公認会計士、弁護士等、約4,300人の専門家を確保) 例1) 公認会計士等再生支援の専門家を各地に派遣
- 例2) 大企業OB等の実務者、販路開拓の支援者等をプロジェクトチームとして派遣
- ■全国の中小企業に施策情報や成功事例を発信 年間5.539万件(J-net21 アクセス数)

中小企業支援機関との連携・協力

- ■全国の支援機関、都道府県、大学、金融機関等との連携により中小企業の活動を支援 例1) 県より支援要請があった企業が首都圏における介護分野の市場開拓を実現 例2) 大学との連携により、大学発ベンチャー企業等を創出
- ■認定経営革新等支援機関に対する支援
 - ・認定経営革新等支援機関の以来により専門家の派遣や研修等を実施
- ■中小企業支援機関の結節点として支援機関の活動をサポート
- ・地域支援機関に対してのノウハウ・施策情報等を提供、全国本部として再生支援協議会を設置(47ヶ所を支援)
- ■各支援機関の支援人材の支援能力を向上
 - ・中小企業を支援する者に対し、新規施策への対応研修、支援能力向上研修を実施